

「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案」の概要

令和8年10月
法務省刑事局

1 趣旨

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案（以下「本政令案」という。）は、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和7年法律第39号。以下「改正法」という。）の施行による刑事訴訟法等の改正の内容を踏まえ、所要の規定の整備を行うものである。

本政令案は、10本の政令、具体的には、

- 押収物等還付公告令（昭和28年政令第342号。以下「公告令」という。）
- 検察審査会法施行令（昭和23年政令第354号。以下「検審査法施行令」という。）
- 刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第二条第二項の規定による公告の方法を定める政令（平成24年政令第155号。以下「三没政令」という。）
- 国際捜査共助等に関する法律施行令（平成16年政令第353号。以下「国際捜査共助法施行令」という。）
- 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律施行令（平成20年政令第278号。以下「犯罪被害者等保護法施行令」という。）
- 国際受刑者移送法施行令（平成14年政令第349号。以下「移送法施行令」という。）
- 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係政令の整理等及び経過措置に関する政令（令和7年政令第193号。以下「整理等政令」という。）
- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令（平成16年政令第310号。以下「医療観察法施行令」という。）
- 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律施行令（令和6年政令第181号。以下「性的姿態撮影等処罰法施行令」という。）
- 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行令（平成16年政令第393号。以下「捕取法施行令」という。）

を改正するとともに、

- 改正法附則第3条第1項に規定する特定日を定めるものである。

2 本政令案の概要

(1) 公告令の改正

公告令第2条及び第4条は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。）第499条第1項及び第2項（これらの規定を刑訴法及び他の法

令の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき、刑事事件の捜査・公判において、又は裁判の執行に関して押収された物(以下「押収物」という。)の還付、押収に係る記録媒体の交付・複写及び電磁的記録提供命令により移転させた電磁的記録の複写に関し、これら押収物の還付等を受けるべき者の所在が不明である等の理由によりこれらをする事ができない場合において検察官又は司法警察員が行う公告の方法並びに公告の回数の増加及び公告期間の延長について定めている。

本政令案第1条による公告令の改正は、

- 公告の方法について、公告すべき事項を主務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、
 - ・ 当該事項が記載された書面を検察官が行う場合にあっては検察庁の掲示場に、司法警察員が行う場合にあってはその所属する官公署の掲示場に掲示し、又は
 - ・ 当該事項を検察庁又はその官公署に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く
- 措置をとることとし、当該措置をとる方法によって行う公告の期間について、当該措置を開始した日から14日間と定めるものである。

(2) 検審査法施行令の改正

検審査法施行令は、検察審査会法(昭和23年法律第147号。以下「検審査法」という。)の規定に基づき、及びその施行に関して必要な規定を定めている。

本政令案第2条による検審査法施行令の改正は、

- 検察審査会又は検察審査会長若しくは検察審査会事務官が作成する会議録、議決書その他のものは、書類のみならず、電磁的記録であることもあり得ることから、そのことを明確にするとともに、電磁的記録を作成する場合にとらなければならない措置を規定する
- 検審査法第12条の4に規定する質問票が電磁的記録をもって作成されることもあり得ることから、押印しないことができる当該質問票が書面をもって作成するものであることを明らかにする
- 検察審査員候補者のうち辞退事由に該当する者による検察審査員等となることについての辞退の申出及び辞退事由に該当する者による検察審査員を辞退しようとする申出について、書面のみならず、法務省令で定めるところにより電磁的方法によってもすることができることとする
- 招集状や証人に対して発する呼出状は、書面によるほか、電磁的記録によることができることとなることを踏まえ、電磁的記録の送達に関する民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用することとする
- 改正法が施行された場合には、審査の申立てが書面による方法のみならず、電磁的方法によってもすることができることとなることを踏まえた所要の改正を行う
- 検察審査会は、検察官からの意見聴取、審査申立人又は証人の尋問、相当と認める者からの専門的助言の徴取及び起訴議決をする際の検察官に対する意見陳述の機会の付与について、相当と認めるときは、ビデオリンク方式によってすることができることとなること、その具体的方法として、これを行う会議期日に

において、検察官等の在席する場所がビデオリンク方式によって意見を述べさせるために適当であることなどを確認しなければならないこととするなどするものである。

(3) 三没政令の改正

三没政令は、刑事事件における第三者所有物の没収手続において、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和38年法律第138号。以下「三没法」という。）第2条第2項の規定に基づき、第三者の所在が分からない等の理由によって同条第1項の告知をすることができない場合にしなければならない公告の方法を定めている。

本政令案第3条による三没政令の改正は、

○ 公告の方法について、三没法第2条第1項に掲げる事項を法務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、

- ・ 当該事項が記載された書面を検察庁の掲示場に掲示し、又は
- ・ 当該事項を検察庁に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く

措置をとることとし、当該措置をとる方法によって行う公告の期間について、当該措置を開始した日から14日間と定める

とともに、公告令及び性的姿態撮影等処罰法施行令における公告の規定に合わせて

○ 上記の方法に代わる公告の方法として、官報に掲載する方法によって行うとの規定を新設する

○ 必要があるときは公告を掲載することができるとされている媒体の一つである「新聞紙」を削除する

ものである。

(4) 国際捜査共助法施行令

国際捜査共助法施行令第2条第1項及び第2項並びに第3条の規定は、刑訴法及び逃亡犯罪人引渡法（昭和28年法律第68号）の規定を準用する国際捜査共助法第23条第2項（改正法第18条の規定による改正後の国際捜査共助法第23条第3項）及び第25条第3項の規定に基づき、これらの規定の準用についての技術的読替えを定めている。

本政令案第4条による国際捜査共助法施行令の改正は、

○ 改正法の施行により準用の対象となる刑訴法及び逃亡犯罪人引渡法の規定が改正されることとなること等に伴う所要の改正を行う

ものである。

(5) 犯罪被害者等保護法施行令

犯罪被害者等保護法施行令は、犯罪被害者等保護法の規定に基づき、

○ 被害者参加人に対して支給する旅費のうち鉄道賃の額

○ 被害者参加人が被害者参加旅費等の支給を受けようとする場合の請求の期限等を定めている。

本政令案第5条による犯罪被害者等保護法施行令の改正は、

○ 改正法第2条による刑訴法第316条の34の改正（項ずれ）に伴う形式的改正を行う

○ 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関す

る法律（平成１２年法律第７５号）第６条第１項に規定する請求書が書面のみならず電磁的記録をもって作成される場合があり得ることを受け、所要の改正を行う

ものである。

(6) 移送法施行令及び整理等政令

移送法施行令第１条及び整理等政令第４２条は、刑訴法等の規定の適用に関する技術的読替えを定めている。

本政令案第６条による移送法施行令及び整理等政令の改正は、

- 改正法第２条による刑訴法第５１０条の改正（項ずれ）に伴う形式的改正を行う

ものである。

(7) 医療観察法施行令

医療観察法施行令は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成１５年法律第１１０号）の規定に基づき厚生労働大臣が作成することとされている精神保健判定医名簿、精神保健参与員候補者名簿及び保護観察所の長が作成することとされている入院によらない医療を受けさせる旨の決定等を受けた者の処遇に関する実施計画の記載事項等を定めている。

本政令案第７条による医療観察法施行令の改正は、

- 精神保健判定医名簿等について、書面のみならず、電磁的記録であることもあり得ることから、所要の改正を行う

ものである。

(8) 性的姿態撮影等処罰法施行令

性的姿態撮影等処罰法施行令第１条は、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和５年法律第６７号。以下「性的姿態撮影等処罰法」という。）の規定に基づき、公告の方法を定めている。

本政令案第８条による性的姿態撮影等処罰法施行令の改正は、

- 公告の方法について、公告をすべき事項を法務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、

- ・ 当該事項が記載された書面を検察庁の掲示場に掲示し、又は
- ・ 当該事項を検察庁に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く

措置をとることとし、当該措置をとる方法によって行う公告の期間について、当該措置を開始した日から１４日間と定める

- 改正法第３６条による性的姿態撮影等処罰法第１７条の改正（項ずれ）及び第２項の新設に伴う形式的改正を行う

ものである。

(9) 捕虜法施行令

武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成１６年法律第１１７号）第１５５条は、捕虜収容所に収容されている被収容者に対する被収容者以外の者からの差入物の取扱いについて規定している。同条第３項は、被収容者以外の者が被収容者に交付するため捕虜収容所に持参し、又は送付した金品につき、被収容者への交付が許可されない場合、又は被収容者がその受取りを

拒んだ場合には、その金品を持参等した被収容者以外の者に通知して当該金品を引き取るよう求めるものと規定している。そして、同条第4項は、金品を引き取るべき者の所在が分からないことその他の事由により、その者に金品を引き取らせることができない場合には、現金を除いてこれを廃棄することができることを定め、同条第5項は、同条第4項に規定する事由により現金を引き取らせることができない場合には、押収物の還付に係る公告等について定める刑訴法第499条第1項及び第3項を準用することを定めている。これを受け、捕取法施行令第4条は、押収物の還付等に係る公告の方法等について定めている公告令の規定を準用するとともに、所要の読替規定を置いている。

本政令案第9条による捕取法施行令の改正は、

- 前記(1)の公告令の改正を踏まえ、公告令の規定を読み替えている部分について所要の改正を行う

ものである。

(10) 改正法附則第3条第1項に規定する特定日

改正法は、特定日前刑事事件（最高裁判所の定める刑事事件であって特定日（施行日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日）前に公訴の提起があったもの）に係る公判調書等については、なお従前の例によるなどと規定している（改正法附則第3条第1項等）。

本政令案第10条は、

- 改正法附則第3条第1項に規定する特定日を令和9年7月12日とするものである。

(11) 経過措置

本政令案は、

- 本政令案第1条による改正後の公告令第2条の規定
- 本政令案第3条による改正後の三没政令の規定
- 本政令案第8条による改正後の性的姿態撮影等処罰法施行令第1条の規定
- 本政令案第9条による改正後の捕取法施行令第4条の規定

は、施行日以後に開始する公告について適用し、施行日前に開始した公告については、なお従前の例によることとするものである。

3 施行日

本政令案の施行日は、いずれも、改正法の施行日である。